

(様式第 1 号)

仕様書に対する質問・回答書

令和 8 年 7 月 2 4 日

業 務 名	基幹ネットワーク機器の借入れ
質 問	仕様書 「第 5 機器導入 4 納入期限」について 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しております。しかしながら、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか。
回 答	契約締結後に生じた天災その他やむを得ない事由により、受注者から納期の延長等の申出があった場合には、契約書第 21 条により発注者と受注者で協議を行うこととなります。
回答者 岡山県警察本部警務部情報管理課長	